

原子力発第07272号
平成20年3月4日

愛媛県知事
加戸守行 殿

四国電力株式会社
取締役社長 常盤百樹

格納容器再循環サンプスクリーン閉塞事象に関する対応に係る
国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年2月29日付けで、格納容器再循環サンプスクリーン閉塞事象に関する対応について、経済産業省原子力安全・保安院から、別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

経済産業省

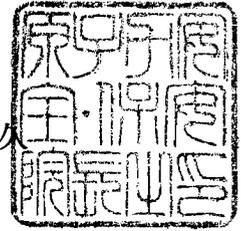
平成 20・02・28 原院第 3 号

平成 20 年 2 月 29 日

四国電力株式会社

取締役社長 常盤 百樹 殿

原子力安全・保安院長 薦田 康久



格納容器再循環サンプスクリーン閉塞事象に関する対応について

原子力安全・保安院は、加圧水型原子炉を設置する電気事業者に対し、格納容器再循環サンプスクリーン閉塞事象に関する対応について、別添（NISA-324b-08-1、NISA-151b-08-2、NISA-161b-08-1）のとおり求めることとしました。

つきましては、貴社におかれましても所要の対応を行うよう指示します。

経済産業省

平成 20・02・28 原院第 3 号

平成 20 年 2 月 29 日

格納容器再循環サンプスクリーン閉塞事象に関する対応について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-324b-08-1

NISA-151b-08-2

NISA-161b-08-1

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和 40 年通商産業省令第 62 号。以下「省令」という。）の一部を改正するとともに、当該改正に対応した新たな審査基準として平成 20 年 2 月 27 日付け「非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について」（平成 20・02・12 原院第 5 号。以下「新審査基準」という。）を定めました。

今後、新審査基準に従った格納容器再循環サンプスクリーンの有効性評価を実施し、その結果を踏まえ、改正した省令に平成 23 年 3 月 31 日までに適合させることとなりますが、その対応が終了するまでは、平成 17 年 4 月 22 日付け「格納容器再循環サンプスクリーン閉塞事象に係る暫定対策の実施について」（平成 17・04・22 原院第 1 号）において指示している暫定対策を引き続き維持・継続することを、加圧水型原子炉を設置する電気事業者に対して改めて指示します。